

貧困対策の具体的な取組

1 教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力の保障

事業名	事業内容	担当課
総合的な学習の時間活性化推進事業	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
少人数学級推進事業	小学校高学年を対象とし、より安定した学校生活の推進を図るため、本市独自の教員採用による少人数学級編制を行い、個に応じた分かる授業を展開し、確かな学力を育む。	学校教育課
小中一貫・連携教育推進事業	高松第一学園において実施されている、義務教育9年間の連続性、発展性に留意した小中一貫教育の成果を踏まえた小中連携教育を推進するとともに、中学校での学習スタイルや学習のペースなど、小学校との違いに戸惑うことが多い1年生の時期に、学習面でのつまづきの解消を目的として、中学校の指定校に中1スタートサポーターを配置する。	学校教育課
市費講師配置事業	小・中学校のうち、合併協議に基づく対象校、へき地教育対象校、生徒指導困難校に、教育の充実に資するため市費講師を配置する。	学校教育課
個別補充学習「マイ・スタディ」	児童生徒一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導を充実し、個別の補充教育の時間である「マイ・スタディ」を、放課後の時間帯等を活用して、週行事予定に位置付けるなど、定期的実施する。	学校教育課
理科教育支援員配置事業	児童の科学への興味・関心、学習への意欲を高めるとともに、理科授業の内容を向上させるため、小学校の指定校に理科教育支援員を配置し、理科授業の支援を行う。	学校教育課
英語教育推進事業	各学校への外国語指導助手（ALT）の派遣、小学校への英語指導補助員の配置、1日英語生活体験教室の実施により、中学校英語教育及び小学校英語教育（外国語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図る。	学校教育課
ハートアドバイザー配置事業	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	学校教育課
帰国児童等指導援助事業	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	学校教育課
副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課

特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育課
特別支援教育サポーター配置事業	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障害等のある児童生徒の学習を支援する。	学校教育課

② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	学校教育課
いじめ等対策事業 (スクールカウンセラー配置)	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課
教育相談の実施	教育相談体制の充実を図り、問題を抱える子ども等に係る教育相談を実施する。	総合教育センター

③ 学校と地域の連携推進

事業名	事業内容	担当課
総合的な学習の時間活性化推進事業 【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
学校サポート委員会	生徒指導に関する地域ボランティアを各中学校で募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図る。	学校教育課
まなびの場づくり事業	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター

④ キャリア教育の推進

事業名	事業内容	担当課
高松市生徒みらい議会（中学・一高生対象）の開催	市議会の仕組みを知り、市政がどのように進められているかについて理解を深めるとともに、郷土を愛し、地域への関心をもち、将来の有権者としてよりよいまちづくりに関わっていく心を育む。 一方、学校においては、地域の職業調べのほか、もの	学校教育課

	づくりなどの体験活動、職場体験学習などを行うことにより、児童生徒一人一人が、しっかりとした勤労観・職業観を形成し、社会の一員、また、有権者としての役割を果たすことができるよう、それぞれの個性を最大限発揮しながら、社会的・職業的に自立して生きていくために必要な能力や態度を育んでいる。	
--	---	--

(2) 教育の機会均等の推進

① 幼児教育の無償化推進と質の向上

事業名	事業内容	担当課
保育施設等の利用者負担額の決定における寡婦控除のみなし適用	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
私立幼稚園就園奨励費補助	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	こども園運営課
認定こども園化の推進	保護者の就労状況にかかわらず、就学前の子どもが地域の同じ施設に通うことができるよう、質の高い教育・保育を総合的に提供できる「認定こども園」を増やす。	こども園総務課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	こども園運営課

② 義務教育段階の就学支援の充実

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカー配置事業 【再掲】	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	学校教育課
いじめ等対策事業（スクールカウンセラー配置） 【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課

「強めよう絆」推進事業	指導主事や学校相談員（退職教員）を派遣し、暴力行為、いじめ、不登校等の生徒指導上の諸問題の解決や未然防止を図るための指導や助言、教員の補助等を行う。	学校教育課
帰国児童等指導援助事業 【再掲】	小・中学校に編入学した、日本語指導を必要とする帰国児童生徒・外国人児童生徒に対して、学習や生活についての指導援助を行う指導者を派遣することにより、日本語指導の充実を図る。	学校教育課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
副読本支給事業 【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業 【再掲】	小・中学校において、様々な障がいのある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置する。	学校教育課
特別支援教育サポーター配置事業 【再掲】	小・中学校に、多様な経歴を有する社会人を教員補助として受け入れ、発達障害等のある児童生徒の学習を支援する。 発達障害の児童生徒への自立支援に必要な知識の取得や技能の向上を図るため、ソーシャルスキルトレーニング研修を行う。	学校教育課
登校支援の取組	不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。	総合教育センター

③ 大学等進学に対する教育機会の提供

事業名	事業内容	担当課
高等学校等入学準備金貸付事業	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	学校教育課
高松市奨学金支給事業	成績優秀かつ向上心おおう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	学校教育課
大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	学校教育課

④ 生活困窮世帯等への学習支援

事業名	事業内容	担当課
高松市学習支援事業の実施	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援教室を開設し、学校授業の補習や不得意科目に対する個別指導等を実施し、学習意欲及び学力の向上を促す。 市内3か所、毎週土曜日9時～12時で実施。	生活福祉課

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

事業名	事業内容	担当課
保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園運営課
母子・父子自立支援員等による支援	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
生活保護による支援	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
自立相談支援事業の実施	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
各種自立支援給付金の支給	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	こども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定員による支援	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	こども家庭課
女性相談事業	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力に関する相談について、必要な助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	子育て支援課 こども女性相談室
母子生活支援施設運営事業	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。	子育て支援課 こども女性相談室

② 保育等の確保

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	ひとり親が安心して子育てをするため、一時的に家事援助等のサービスが必要となったひとり親家庭に対し、家庭生活支援員を派遣する。	こども家庭課

ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助をしてほしい人と育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う。【NPO法人に事業委託】	こども未来館
延長保育事業の実施	保護者の就労時間に合わせて通常の保育時間を超えて子どもを預けることができる。	こども園 総務課 こども園 運営課
一時預かり事業の実施	保護者がパートタイムなど不規則な就労形態の場合や、保護者が病気や急用の場合等一時的に子どもを預けることができる。	こども園 総務課 こども園 運営課
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施	（私立）保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行う。	こども園 総務課
病児保育事業	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	子育て支援課
保育施設等における生活保護世帯やひとり親世帯等の優先的入所 【再掲】	生活保護世帯やひとり親世帯等の子どもが保育施設等に入所しやすいよう、利用調整の際、加点を行う。	こども園 運営課
障害児放課後支援事業の利用料の免除	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課
子育て世代親元近居等支援事業	離れて暮らす子ども世帯及びその親世帯等が、同居又は近居により、子どもを安心して生み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを支援するため、転居等に要する経費を助成する。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
認可外保育施設保育料助成	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	こども園 総務課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課

子育て短期支援事業	保護者が疾病、仕事などで、家庭における養育等が一時的に困難となる場合若しくは、育児不安等により、身体的・精神的負担の軽減を必要とする場合、児童福祉施設等において、当該児童を一時的に養育・保護を行う。	子育て支援課 こども女性 相談室
-----------	---	------------------------

③ 保護者の健康確保

事業名	事業内容	担当課
相談事業 【女性こころの相談】 【女性のための法律相談】	<p>【女性こころの相談】 男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。</p> <p>【女性のための弁護士相談】 男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年4回) 事業としては、男女共同参画センターの指定管理者に委託している。</p>	政策課男女共同参画推進室
助産事業	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	子育て支援課 こども女性 相談室
母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	保健センター
産後ケア事業	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導(宿泊型・通所型)を行う。	保健センター
ひとり親家庭等医療費助成	対象となる家庭の経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末(3月31日)までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策支援事業	支援の必要な家庭に対し、関係機関等と情報共有、役割分担をして、児童の置かれている状況が改善するように支援する。	子育て支援課 こども女性 相談室

② 食育の推進に関する支援

事業名	事業内容	担当課
母子栄養食品支給事業 【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児	保健センター

	に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	
--	----------------------	--

③ 子どもの居場所づくりに関する支援

事業名	事業内容	担当課
まなびの場づくり事業 【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター
高齢者居場所づくり事業	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	長寿福祉課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業 【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課
放課後児童クラブ事業 【再掲】	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後などに、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課

④ 多様な体験活動の機会の確保

事業名	事業内容	担当課
総合的な学習の時間活性化推進事業 【再掲】	地域社会の人材の活用や児童生徒の体験活動の充実を図り、総合的な学習の時間の活性化に資するために、各小・中学校に経費補助を行う。	学校教育課
まなびの場づくり事業 【再掲】	コミュニティセンターにおいて、学校休業日に児童生徒を対象に、体験学習や地域との交流を深める事業である「子どもの居場所づくり」事業に、学習的な要素を加えた「まなびの場づくり」事業を実施し、子どもたちの学ぶ意欲を高めることで、「生きる力」の育成に取り組む。	生涯学習センター
高齢者居場所づくり事業 【再掲】	高齢者居場所づくり事業の活動の中で、高齢者と子どもが交流活動を実施した場合に、その活動状況に応じて助成金を加算することで、世代間交流を推進し、子どもの健全育成を図るとともに、地域で見守る体制づくりを支援する。	長寿福祉課

放課後子ども教室事業【再掲】	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動の場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、児童の健全な育成を図る。	子育て支援課
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の推進事業【再掲】	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る。	子育て支援課
こども未来館学習体験事業	子どもの興味や関心、夢を育むことを目的として、こども未来館学習（市内の小学校4年生、学校の希望により、中学校。同様に連携中枢都市圏の小・中学校）やチャレンジ教室、体験プログラム（アート、科学体験等）、プラネタリウム投影を実施する。	こども未来館
こども未来館わくわく体験事業	子どもの夢や想像力を育み、健やかな成長に資するとともに、子どもを中心とした幅広い世代の人々の交流を促進するため、公募等によるイベントプログラムのほか、11月にこども未来館まつりを開催する。	こども未来館

(3) その他の支援

① 妊娠期からの切れ目のない支援

事業名	事業内容	担当課
助産事業【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	子育て支援課 こども女性相談室
母子栄養食品支給事業【再掲】	母と子の健康保持増進のために、生活保護法の適用を受けている世帯の妊産婦及び乳児、市民税が非課税世帯の妊産婦及び乳児、所得税が非課税世帯の妊産婦及び乳児に対し、申請に基づいて牛乳等を支給する。	保健センター
産後ケア事業【再掲】	産後4か月以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う。	保健センター
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、ワンストップサービスを提供する。	保健センター

② 住宅支援

事業名	事業内容	担当課
市営住宅の母子・父子世帯及び子育て世帯枠の設置	市営住宅入居者の募集において、母子・父子世帯及び子育て世帯向けの枠を設けることで、対象者の入居の優遇措置を図る。	住宅課
母子福祉資金等の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（住宅補修、引越時の住宅賃借に必要な経費等）。	こども家庭課

3 就労・経済的な支援

(1) 保護者に対する就労支援

① 保護者の就労支援

事業名	事業内容	担当課
自立相談支援事業の実施 【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
母子・父子自立支援プログラム策定員による支援 【再掲】	ひとり親の経済的自立のため、プログラム策定員が自立支援プログラムを策定し、様々な就労支援策の活用によって、就労を支援する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課
各種自立支援給付金の支給 【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	こども家庭課
子育て支援中小企業等表彰制度	次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画を策定した市内の中小企業等（計画策定が努力義務とされている従業者100人以下の中小企業等が対象）のうち、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に特に積極的に取り組んでいる中小企業等を表彰し、もって、市内の中小企業等における次世代育成支援の取組を促進することを目的とするもの。	産業振興課
合同就職説明会（かがわーくフェア）の開催	新規学卒者及び中途採用希望者を対象とした合同就職面接会（かがわーくフェア）を高松商工会議所、香川労働局、高松公共職業安定所、香川県などとの共催で開催するもの。	産業振興課
女性のための就労相談	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。事業としては、男女共同参画センターの指定管理者に委託している。	政策課男女共同参画推進室

② 保護者の学び直しの支援

事業名	事業内容	担当課
各種自立支援給付金の支給 【再掲】	就労に効果的な資格取得を目指すひとり親を対象に、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等を支給する。	こども家庭課
就業支援講習会等の実施 【再掲】	ひとり親を対象に、就労に効果的な就業支援講習会等を実施する。	こども家庭課

(2) 子どもに対する就労支援

① 子どもに対する就労支援

事業名	事業内容	担当課
母子・父子自立支援員等による支援 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（技能習得資金、就職支度資金）。	こども家庭課

(3) 経済的な支援

① 経済的支援の充実

事業名	事業内容	担当課
低所得世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 【再掲】	生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯が保育施設等を利用する際の利用者負担額を軽減する。 年収約360万円未満のひとり親世帯等の利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
多子世帯における保育施設等の利用者負担額の軽減 【再掲】	多子世帯の経済的負担を軽減するため、子どもが2人以上入所（園）している場合、第2子以降の利用者負担額を無料にする。 また、18歳未満の子どもを3人以上養育している場合は、第3子以降の利用者負担額を無料にする。	こども園運営課
保育施設等の利用者負担額の決定における、寡婦控除のみなし適用 【再掲】	保育施設等の利用者負担額を決定する際、未婚のひとり親を地方税法に定める寡婦（夫）控除の適用があるものとみなして取り扱い、利用者負担額を軽減する。	こども園運営課
私立幼稚園就園奨励費補助 【再掲】	新制度へ移行していない私立幼稚園へ子どもが通っている生活保護世帯、非課税世帯などの低所得世帯に対し、授業料の負担軽減を図る。	こども園運営課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業 【再掲】	経済的理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図る。	学校教育課
副読本支給事業 【再掲】	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努める。	学校教育課
高等学校等入学準備金貸付事業 【再掲】	高等学校等に入学を希望する者の保護者で入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付ける。	学校教育課
高松市奨学金支給事業 【再掲】	成績優秀かつ向上心おう盛な生徒であって、家庭の経済的理由のため高等学校等への修学が困難な者に対して、奨学金を支給する。	学校教育課

大学等教育資金融資制度利用者利子補給事業 【再掲】	大学等へ進学した者の保護者が入学資金として借りた教育ローンの利子補給を行い、経済的負担を軽減する。	学校教育課
病児保育事業 【再掲】	病児・病後児を病院に付設された専用スペース等で一時的に保育する。また、2人以上の児童を扶養する世帯については、経済的負担を軽減するため保育料を無料にする。	子育て支援課
生活保護による支援 【再掲】	生活困窮者に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行う。	生活福祉課
障害児放課後支援事業の利用料の免除 【再掲】	養護学校の放課後、帰宅しても保護者の就労等のためその監護を受けられない障害児に対して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る。	障がい福祉課
子育て世代親元近居等支援事業 【再掲】	離れて暮らす子ども世帯及びその親世帯等が、同居又は近居により、子どもを安心して生み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを支援するため、転居等に要する経費を助成する。	子育て支援課
助産事業 【再掲】	保健上必要があるにもかかわらず生活保護世帯及び市民税非課税世帯等の経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対して、助産を援助する。	子育て支援課 こども女性 相談室
認可外保育施設保育料助成 【再掲】	同一世帯に3人以上の児童を養育している場合の第3子以降及び同一世帯で保育施設を利用している兄弟がいる第2子以降の保育料の負担を軽減する。	こども園 総務課
高松市たすけ合い金庫	低所得者の更正、救済を図るため資金の貸付をする高松市社会福祉協議会の事業に、その原資を貸し付ける。	健康福祉 総務課
児童手当の支給	児童を養育している家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	こども家庭課
児童扶養手当の支給 【再掲】	ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	こども家庭課
子ども医療費助成	子育て家庭の経済的負担軽減のため、小学6年生までの通院及び中学3年生までの入院に係る医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成 【再掲】	対象となる家庭の経済的負担軽減のため、ひとり親家庭等の子が18歳に達する日以降の年度末（3月31日）までの、子と養育している者の医療費の自己負担分を助成する。	こども家庭課
母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う。	こども家庭課

放課後児童クラブ 利用料の減免	放課後児童クラブを利用する児童が属する世帯が、生活保護受給世帯、または非課税世帯の場合に、放課後児童クラブ利用料を減免する。	子育て支援課
--------------------	--	--------

② 養育費の確保に関する支援

事業名	事業内容	担当課
こどもの養育に関する手引きの配布	法務局から配布依頼のあった「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」等を未成年の子どもがいる離婚届を提出した届出人に配布する。	市民課
母子福祉資金等の貸付 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立の助成、児童の福祉の増進のため、資金の貸付を行う（離婚相手に対し養育費を請求する裁判費用）。	こども家庭課

4 制度利用・相談の支援

(1) 円滑な制度利用への支援

① 関係機関の連携体制の構築

事業名	事業内容	担当課
女性相談事業 【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力に関する相談について、必要な助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	子育て支援課 こども女性 相談室
関係機関との連携	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	学校教育課
利用者支援事業	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	こども園総務課（保育園） 子育て支援課 （その他）

② 情報発信の強化

事業名	事業内容	担当課
広報事業	市が実施している子どもの貧困対策の推進に資する施策や事業等の情報について、ホームページや広報たかまつ、メルマガ、Lineなど各種広報媒体を通じて提供を行う。	広聴広報課 健康福祉総務課
「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布等	子育てに役立つ情報などをまとめた「子育てハンドブックたかまつらっこ」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつ子育て情報サイトらっこネット」による情報発信を行う。	子育て支援課
「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布等	ひとり親家庭に役立つ情報などをまとめた「たかまつひとり親家庭サポートブック」の配布に加え、専用ウェブサイト「たかまつひとり親家庭サポートネット」による情報発信を行う。	こども家庭課

(2) 相談体制の充実

① 相談体制の充実

事業名	事業内容	担当課
ハートアドバイザー配置事業 【再掲】	元教員やPTA活動及び児童生徒の健全育成に関わってきた人材を小学校に配置し、学習支援、生活支援、教育相談等に当たり、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図る。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー配置事業	社会福祉士等の資格又は、福祉と教育の両面に関して専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー	学校教育課

業 【再掲】	を中学校に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。	
いじめ等対策事業 (スクールカウンセラー配置) 【再掲】	小・中学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、いじめ等の問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するとともに、校内の教育相談体制の充実を図る。	学校教育課
登校支援の取組 【再掲】	不登校児童生徒の自立を目指し、適応指導教室「新塩屋町 虹の部屋」、「香川町 みなみ」を通して、登校支援に取り組む。	総合教育センター
教育相談の実施 【再掲】	教育相談体制の充実を図り、問題を抱える子ども等に係る教育相談を実施する。	総合教育センター
母子・父子自立支援員等による支援 【再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活の安定のため、母子・父子自立支援員等による情報提供や相談業務を行う。	こども家庭課
相談事業 【女性こころの相談】 【女性のための法律相談】 【再掲】	【女性こころの相談】 男女共同参画センターにおいて、面談又は電話により、相談を受けており、相談内容に応じては、警察や法務関係など適切な機関を紹介している。 【女性のための弁護士相談】 男女共同参画センターにおいて、女性弁護士による女性のための法律相談を実施している。(年4回) 事業としては、男女共同参画センターの指定管理者に委託している。	政策課男女共同参画推進室
自立相談支援事業の実施 【再掲】	生活保護には至らない生活困窮者の相談に応じ、個々の状況に応じて支援プランを作成し、就労支援を含め自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施する。	生活福祉課
女性相談事業 【再掲】	女性相談員による生活、家庭等女性の抱える悩みごとの相談のほか、離婚問題や配偶者からの暴力に関する相談について、必要な助言を行うとともに、関係機関と連携して、必要に応じて被害者の保護や支援を実施する。	子育て支援課 こども女性相談室
児童家庭相談事業	子どもや家庭に関する様々な悩みや問題等に対して、家庭相談員が、相談援助を行う。	子育て支援課 こども女性相談室
関係機関との連携 【再掲】	学校や教育委員会は、様々な問題を抱える児童生徒に、積極的に関わり、ケース会議等へ参加し、関係機関との連携を図り、情報共有や問題解決を行っている。 また、保育所、こども園及び幼稚園から小学校、小学校から中学校に情報を連携し、子どもの成長を切れ目なく支えている。	学校教育課
利用者支援事業 【再掲】	身近な場所で情報提供を行い、必要に応じて相談や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うことで、施設紹介やサービス提供につなげる。	こども園総務課(保育園) 子育て支援課(その他)

女性のための就労 相談 【再掲】	男女共同参画センターにおいて、女性の継続就業や再就職に向けた相談・支援を実施している。事業としては、男女共同参画センターの指定管理者に委託している。	政策課男女共同参画推進室
ふれあいのまちづくり事業	地域住民の抱える各種問題について、広く相談に応じ、専門機関への紹介などを実施する高松市社会福祉協議会の事業に対し、補助している。	健康福祉 総務課
ひとり親家庭等 日曜出張相談	仕事等の都合で平日来庁できないひとり親家庭等を対象に、毎月最終日曜日、瓦町FLAGにおいて、生活、就労、養育費、子育て、離婚に関する相談を行う。	こども家庭課